

# 人権教育・啓発推進法の具体化へ向けて

2000年11月29日「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が制定されました。この法律はわずか9条からなるもので、この法律の「目的」が次のように書かれています。

**第一条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

つまり、不当な差別や人権侵害を防ぐことを目的に、国や地方自治体、学校、企業などあらゆる場で人権教育・啓発を推進していこうというものです。

小郡市には、社会教育部・行政部・就学前教育部・学校教育部から成る「小郡市人権・同和教育研究協議会（市同研）」があります。この市同研が、毎年行っている夏期研修会も、まさにこの法律の具体化のための活動だと言えます。

今年は、8月22日、小郡市文化会館や生涯学習センターなどで開催されました。「子どもと差別の現実を見つめ、そこから部落解放・人間解放の道筋を切りひらく実践を創り上げていこう」というテーマで、全体会と分散会が実施されました。

全体会では、市同研会長が主催者あいさつの中で立花町の連続差別ハガキ事件について「私たちは、事件の真相究明を慎重に見守り、本事件が提起する課題を認識し、課題解決に努めなければならない。また、同和問題に関する社会意識には今なお深刻な課題があるという事実を見過ごさず、その解決へ向けて引き続き取り組みを進めていかなければならない」と述べられました。

分散会では、約500人の参加者が8つの会場に分かれて、実践報告と活発な討議、意見交換を行いました。

アンケートの中から、参加者の声を紹介します。

様々な面での格差が広がっている今こそ、厳しい立場にいる子どもに目を向け、取り組みを進めていかなければならないと感じた。

立花町のはがき事件は自作自演だったが、そこまで追い込まれたことに対する背景を考え、人権問題に改めて取り組まなければならないと実感した。



小郡市においても、人権教育・啓発推進法の具体化へ向けて、これまで同和問題の解決に向けて取り組んできた成果を損なうことなく、1日も早く部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、「明るい差別のない人権のまち小郡市」を築いていくために引き続き取り組みを進めていきます。